

七ヶ浜町 自殺対策計画

[2019年度～2023年度]

七ヶ浜町

【目次】

第1章 計画策定の趣旨等

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	2
4. 計画の数値目標	3

第2章 本町における自殺の現状

1. セケ浜町、宮城県、全国の自殺者数と自殺率（人口10万対）	3
2. セケ浜町の自殺者数	3
3. 宮城県の自殺者数	4
4. 全国の自殺者数	4
5. 自殺死亡率（人口10万対）	5
6. セケ浜町の性別自殺者数	5
7. 宮城県の性別自殺者数	6
8. 全国の性別自殺者数	6
9. セケ浜町の年代別、性別自殺者数（平成24年～平成28年）	7
10. セケ浜町の年代別自殺者の割合（平成24年～平成28年）	7
11. セケ浜町の内容別相談件数（健康増進課調べ）	8
12. セケ浜町の相談者数（健康増進課調べ）	8
13. セケ浜町における自殺対策の支援が優先されるべき対象群	9

第3章 自殺対策における取組

1. 基本的な考え方	10
2. 施策体系	10
3. 基本施策	11
基本施策1 住民への啓発と周知	11
基本施策2 生きることの促進要因への支援	11
基本施策3 自殺対策を支える人材の育成	12
基本施策4 地域におけるネットワークの強化	12

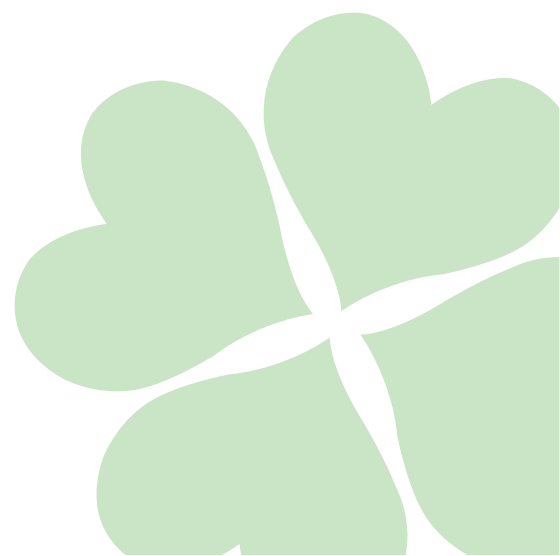
4. 重点施策	1 3
重点施策 1 勤務者・経営者対策	1 3
重点施策 2 子ども・若者向け自殺対策	1 3
重点施策 3 無職者・失業者・生活困窮者対策	1 4
重点施策 4 未来（将来の夢・生きがい）への支援	1 4
5. 七ヶ浜町自殺対策計画施策別事業一覧	1 5

第4章 評価指標

1. 評価指標	2 1
---------	-----

第5章 自殺対策の推進体制等

1. 自殺対策の推進体制	2 3
2. 七ヶ浜町自殺対策計画策定の経過	2 4



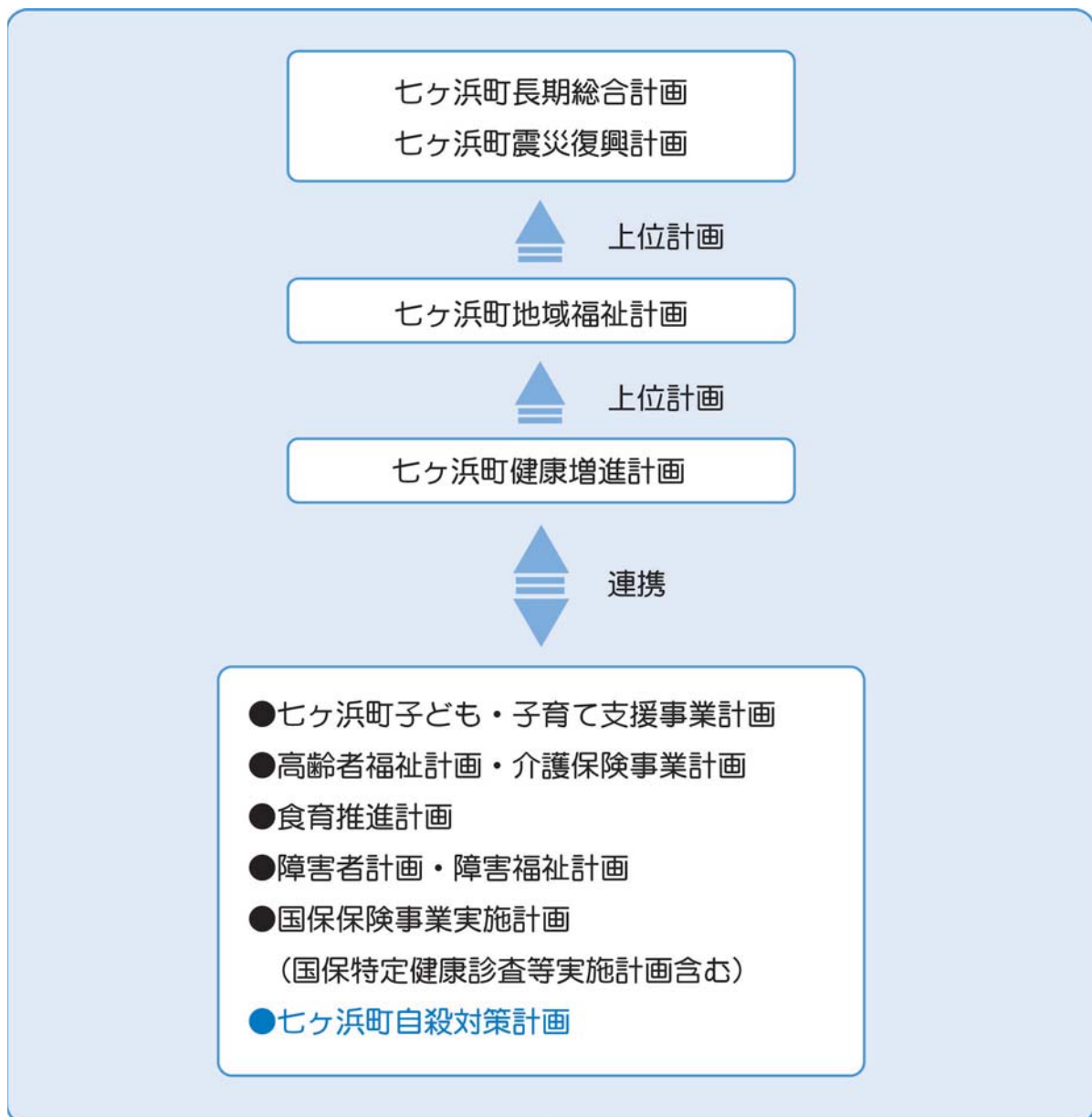
第1章 計画策定の趣旨等

1. 計画策定の趣旨

国では、平成10年の自殺者が前年から一挙に8千人余り増加して3万人を超え、高い水準が続いたことから、国を挙げて自殺対策を推進するため、平成18年に自殺対策基本法を策定しました。その後、「誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指し、平成28年の法律改正では、全国の都道府県、市町村に自殺対策計画の策定が義務付けられました。

本町においても、自殺対策基本法の改正を受け、改めて課題整理と対策の検討を行い、同法第13条第2項に基づく「七ヶ浜町自殺対策計画」を策定するものです。

2. 計画の位置づけ



3. 計画の期間

本計画は、町の上位計画や健康増進計画と同様に、5年間（2019年度から2023年度まで）を計画期間として策定し、定期的な評価と進捗状況の管理を行うこととします。

ただし、国の「自殺総合対策大綱」並びに町の上位計画の見直し、及び事務事業の状況等を踏まえ、必要により見直しを行い、効果的に対策が推進されるように努めます。



4. 計画の数値目標

自殺対策基本法で示されているように、自殺対策を通じて最終的に目指すのは、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現です。国は、平成29年7月に閣議決定した「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」において、2026年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を2015年と比べて30%以上減少させることを、政府の進める自殺対策の目標として定めています。

こうした国の方針を踏まえつつ、本町においても、平成38年（2026年）までに、平成24年から平成28年までの自殺死亡率の平均値から30%以上減少させることを目標とします。

■本町の自殺死亡率の目標数値（人口10万対）

	現状	目標
		平成24年～平成28年の平均
自殺死亡率	17.2	12

第2章 自殺の現状

1. 自殺の現状（平成24年～平成28年）

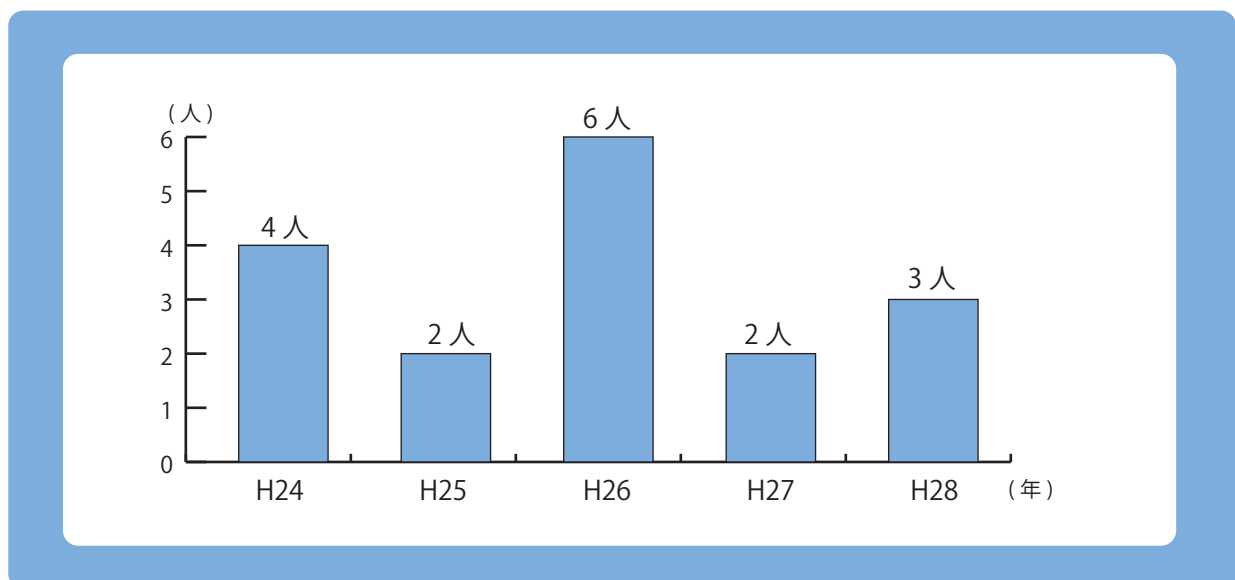
（1）七ヶ浜町、宮城県、全国の自殺者数と自殺率（人口10万対）

		平成24年			平成25年			平成26年			平成27年			平成28年		
		総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
七ヶ浜町	自殺者数	4	3	1	2	1	1	6	3	3	2	2	0	3	0	3
	自殺率	19.87	30.06	9.85	10.06	10.16	9.97	30.41	30.59	20.24	10.28	20.7	0	15.6	0	31.0
宮城県	自殺者数	503	344	159	485	326	159	505	337	168	432	299	133	441	310	131
	自殺率	21.84	30.71	13.45	20.92	28.9	13.35	21.68	29.68	14.07	18.56	26.34	11.15	18.97	27.34	11.0
全国	自殺者数	27,589	19,052	8,537	27,041	18,586	8,455	25,218	17,219	7,999	23,806	16,499	7,307	21,703	14,964	6,739
	自殺率	21.72	30.81	13.17	21.06	289.7	12.85	19.63	27.49	12.16	18.57	26.38	11.12	16.95	23.96	10.3

厚生労働省統計「地域における自殺の基礎資料」より

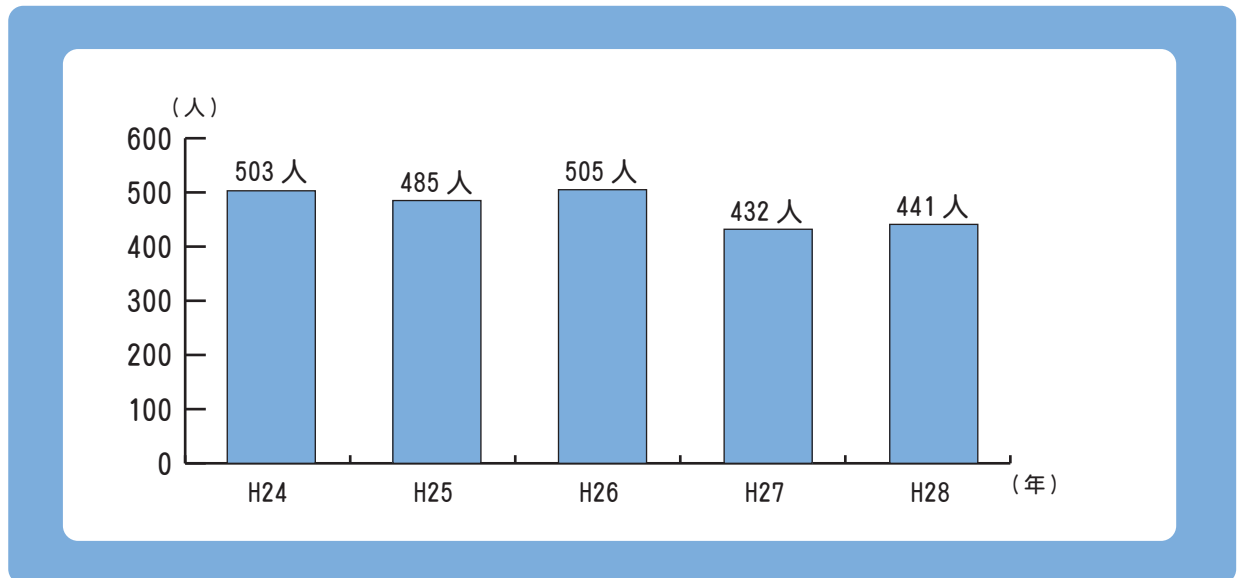
（2）七ヶ浜町の自殺者数

本町の自殺者数は次のとおりです。



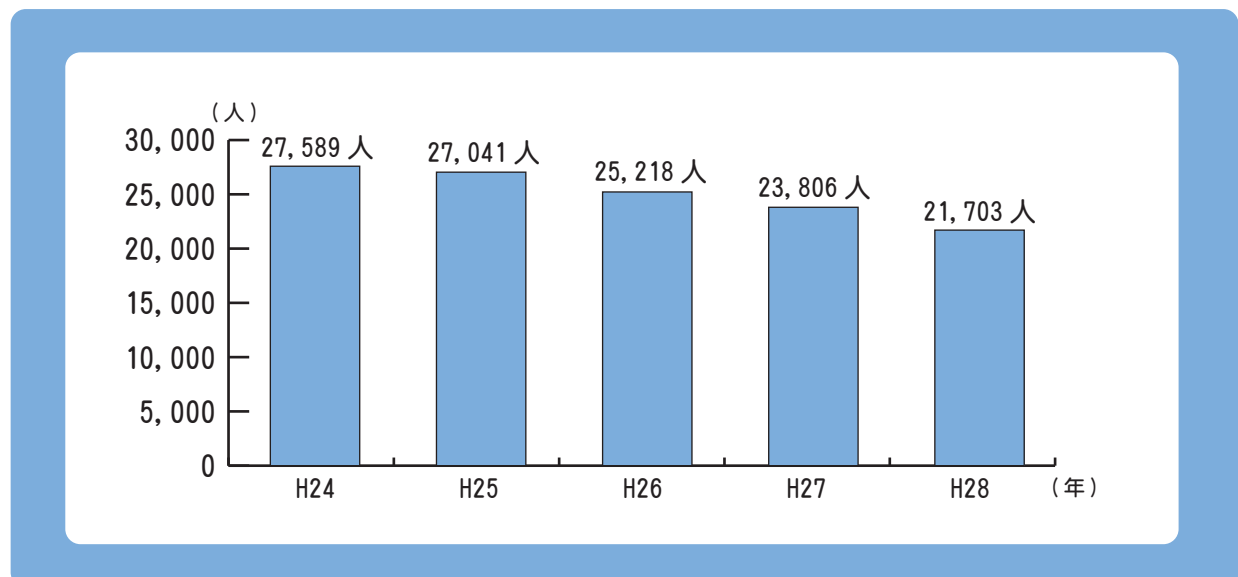
(3) 宮城県の自殺者数

宮城県の年別自殺者数は 500 人前後で推移しながら減少傾向にあります。



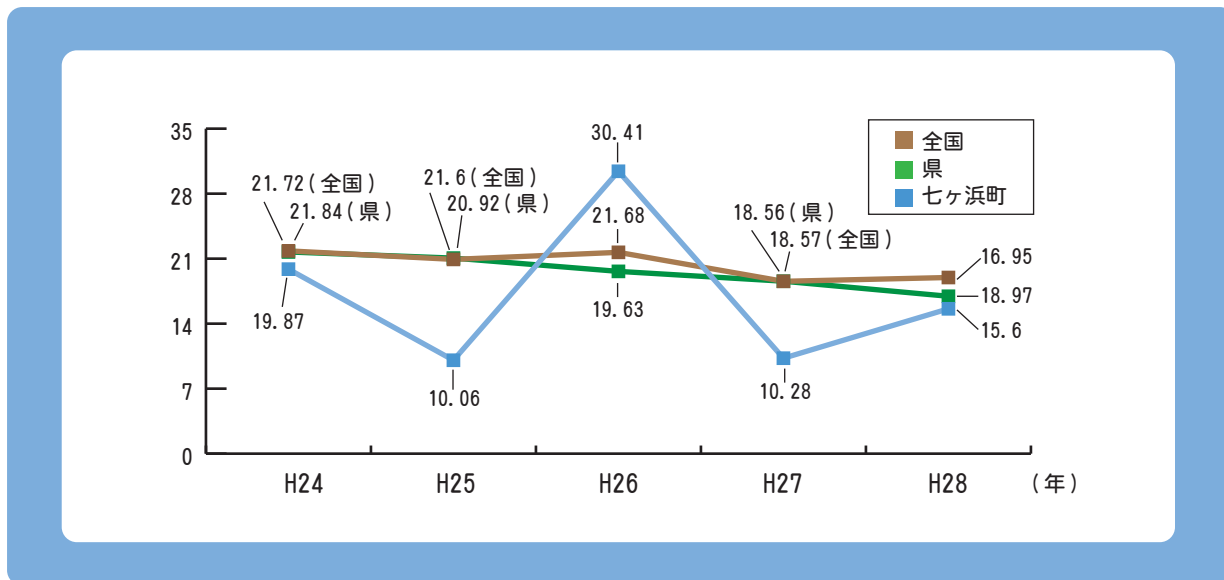
(4) 全国の自殺者数

全国の年別自殺者は平成 23 年に 3 万人を割り込んで以来減少傾向にあり、平成 24 年以降 2 万人台となっています。



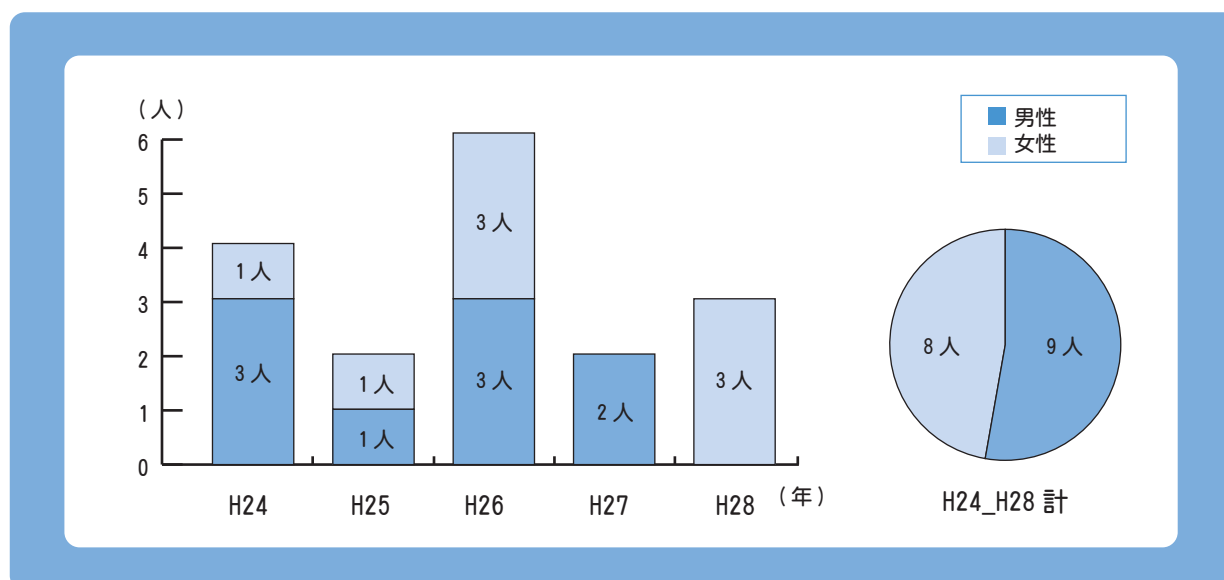
(5) 自殺死亡率（人口10万対）

本町・宮城県・全国を比較すると、本町の自殺死亡率は、平成26年は国及び県を上回りましたが、他の年は県・国を下回る数値となっています。



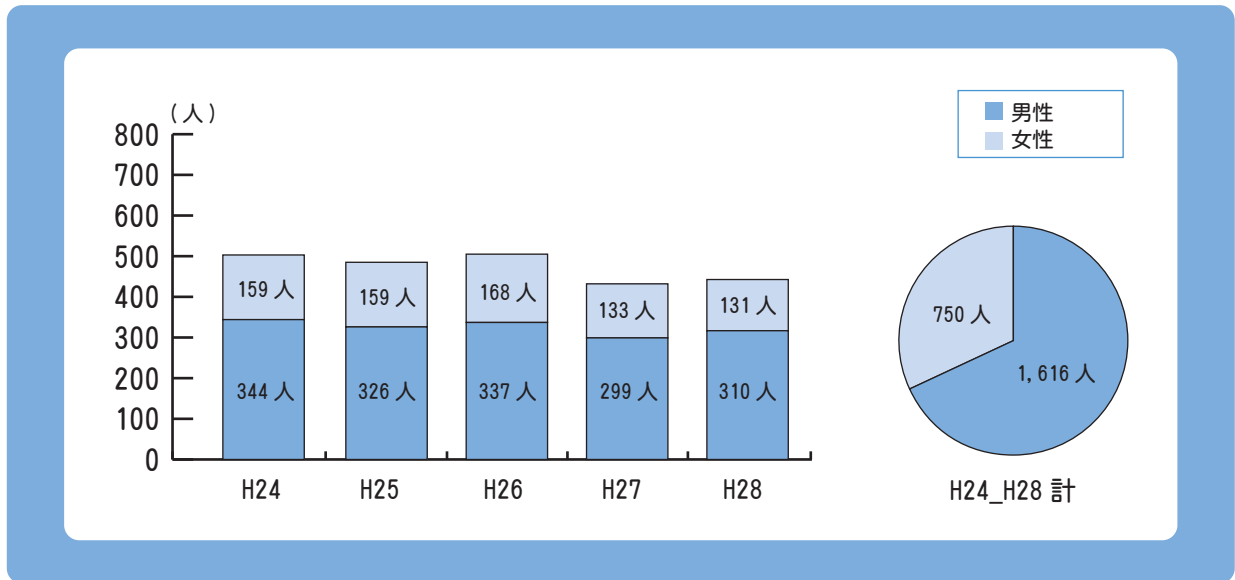
(6) 七ヶ浜町の性別自殺者数

年毎に女性と男性の割合が大きく変化しています。平成24年から平成28年を合計した値では、男性と女性がほぼ同数になっています。



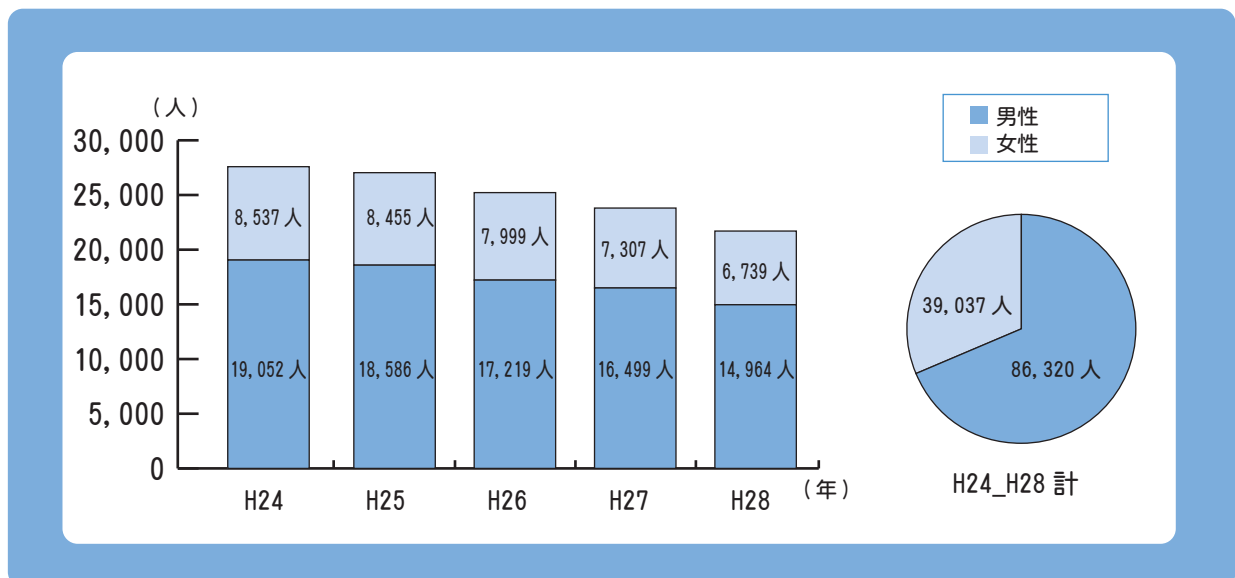
(7) 宮城県の性別自殺者数

各年とも男性が自殺者の66%~70%を占め、女性を大きく上回っています。



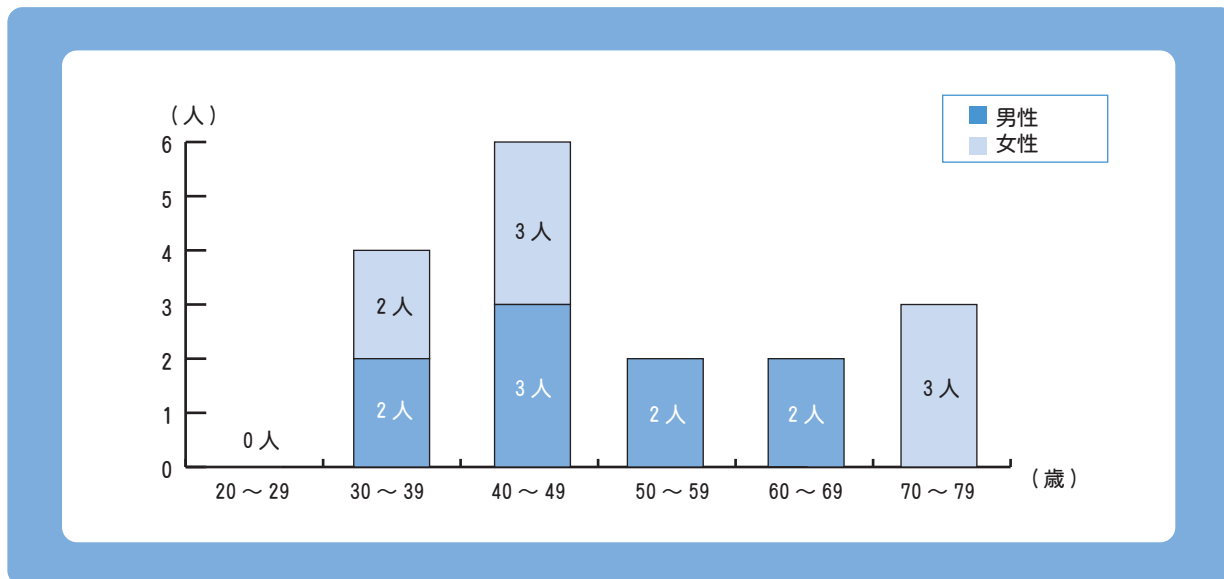
(8) 全国の性別自殺者数

各年とも男性が自殺者の68%~69%を占め、女性を大きく上回っています。



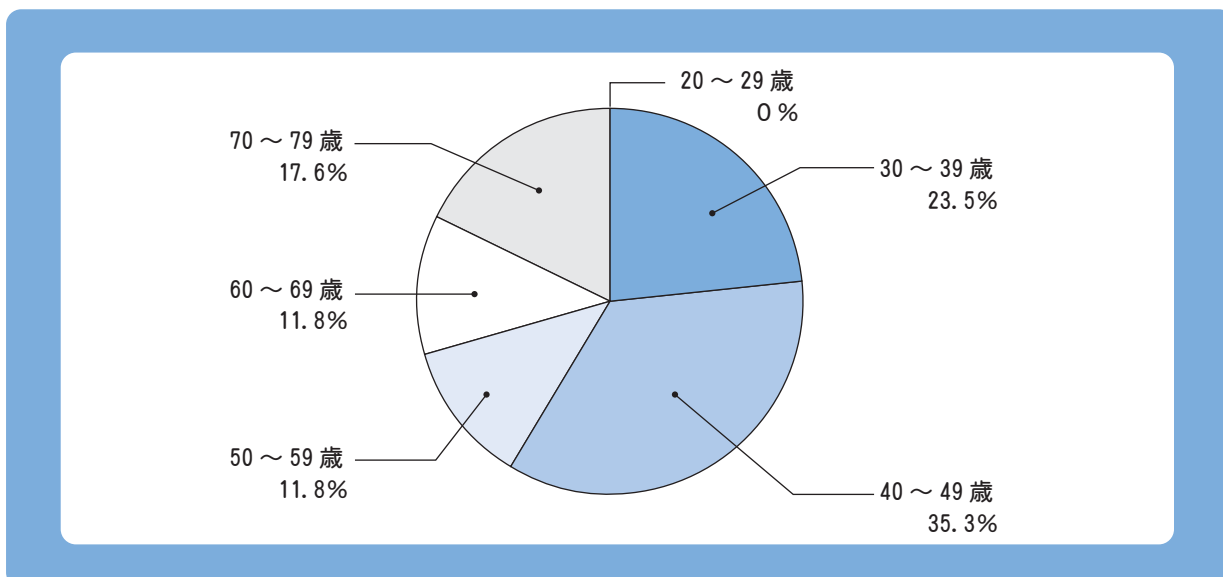
(9) セケ浜町の年代別、性別自殺者数（平成24年～平成28年）

男性では30歳代から60歳代それぞれに、女性では30歳代・40歳代・70歳代に自殺者が出ています。



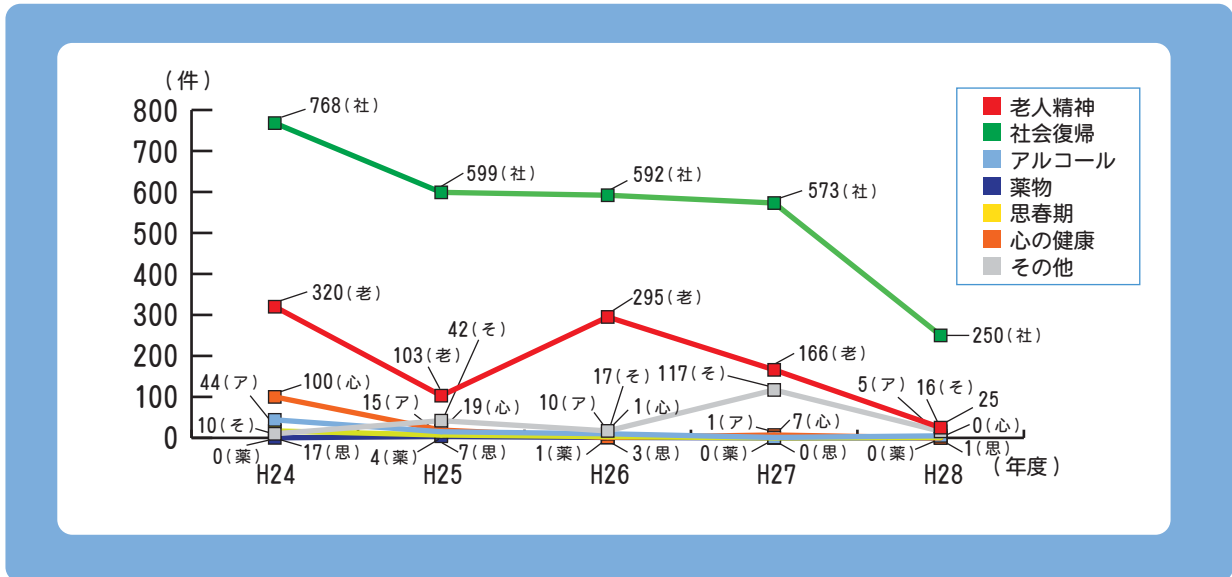
(10) セケ浜町の年代別自殺者の割合（平成24年～平成28年）

自殺者数の合計を年代別に見ると30歳代が23%、40歳代が35%となっており、30歳代40歳代で58.8%を占めています。



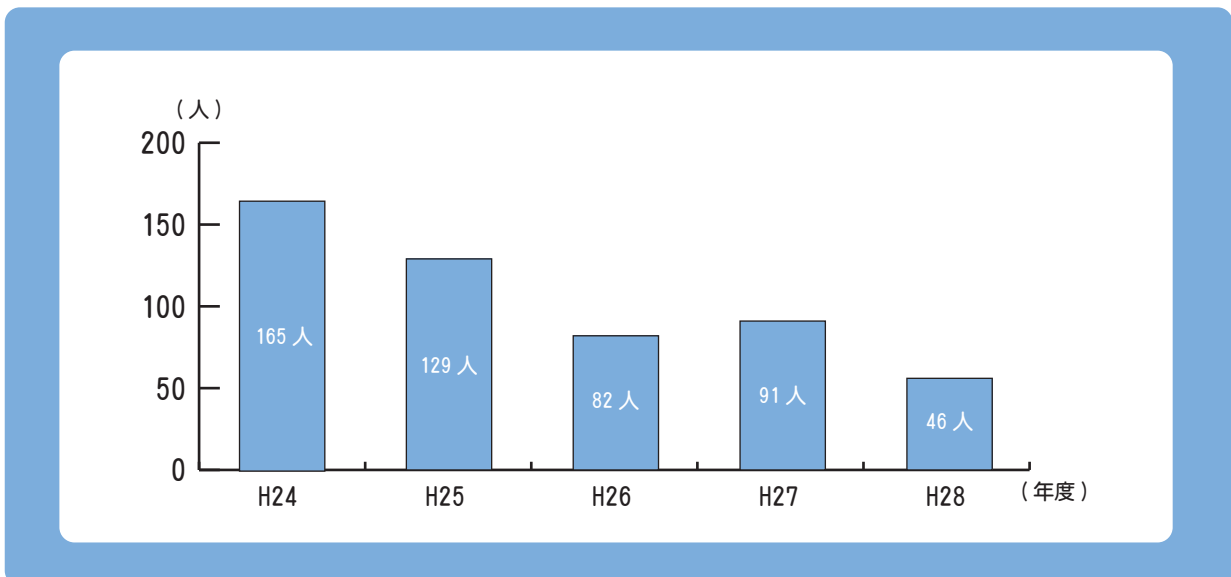
(11) 七ヶ浜町の内容別相談件数（健康増進課調べ）

統合失調症・うつ病などの社会復帰に関する相談、認知症などの老人精神保健に関する相談件数は、年を追うごとに減少しています。



(12) 七ヶ浜町の相談者数（健康増進課調べ）

高台住宅団地への移転、及び災害公営住宅への入居など、住宅再建の完了に伴い相談人数は減少しています。



(13) セツ浜町における自殺対策の支援が優先されるべき対象群

自殺総合対策推進センターの分析による地域自殺実態プロフィールから、平成 24～28 年の 5 年間に於いて、自殺者数の多い上位 5 区分が本町の主な自殺の特徴として抽出されました。本町では、これら上位 3 区分の特徴を踏まえて「勤務者・経営者」、「子ども・若者」、「無職者・失業者・生活困窮者」へ重点的に支援を進めてまいります。

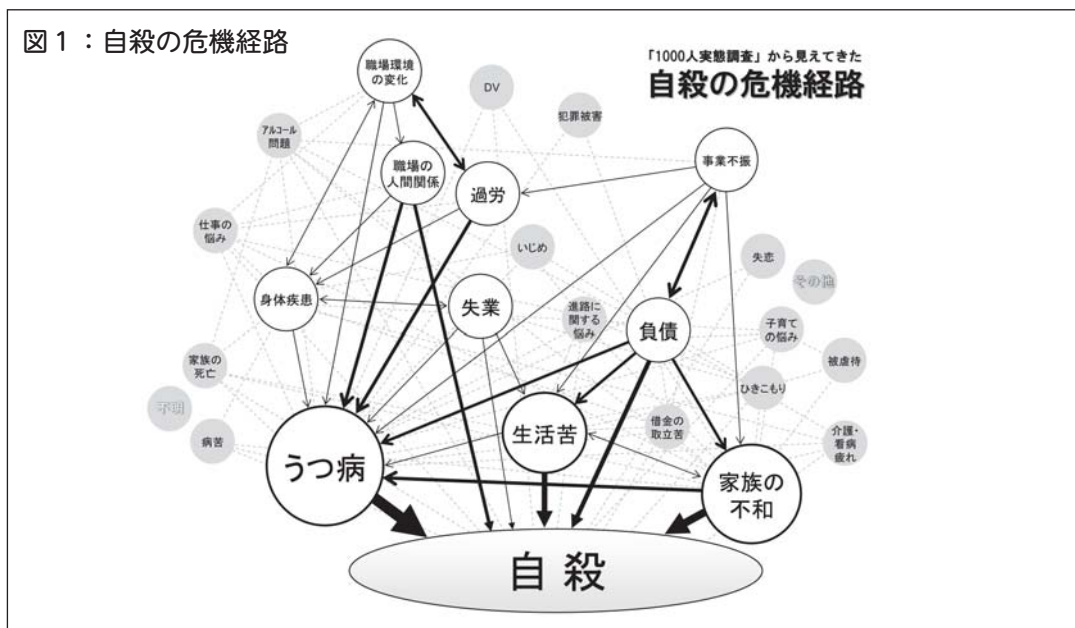
●セツ浜町の主な自殺の特徴（特別集計（自殺日・居住地、平成 24～28 年 合計））

上位 5 区分 *1	自殺者数 5 年計	割合	自殺率 *2 (10 万対)	背景にある主な自殺の危機経路 *3 (全国的な傾向)
1 位：男性 40～59 歳有職同居	4	23.5%	36.4	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
2 位：男性 20～39 歳無職同居	2	11.8%	108.5	①【30 代その他無職】ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺/②【20 代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺
3 位：女性 20～39 歳無職同居	2	11.8%	48.3	DV 等→離婚→生活苦+子育ての悩み→うつ状態→自殺
4 位：女性 40～59 歳有職同居	2	11.8%	35.0	職場の人間関係+家族間の不和→うつ状態→自殺
5 位：女性 60 歳以上無職同居	2	11.8%	14.3	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺

※1 順位は自殺者数の多さに基づきます。

※2 自殺死亡率の母数（人口）は平成 27 年国勢調査を基に自殺総合対策推進センターにて推計しました。

※3 「背景にある主な自殺の危機経路」とは、NPO 法人ライフリンクが行った 500 人以上の自殺で亡くなった方についての実態調査から、自殺は平均すると 4 つの要因が連鎖して引き起こされており（参考：図 1（それらの要因の連鎖のプロセス（「自殺の危機経路」という）は、性、年代、職業等の属性によって特徴が異なることが明らかになりました。（詳細は『自殺実態白書 2013』（NPO 法人ライフリンク））



【出典】「自殺実態白書 2013」（特定非営利活動法人ライフリンク）

第3章 自殺対策における取組

1. 基本的な考え方

自殺ハイリスク者に対する働きかけを重点的に行うとともに、生きづらさを抱えた方が暮らしやすい社会を実現するための様々な取組みを行います。

また、若年者から働き盛り世代、中高年や高齢者等、幅広い年代を対象とした自殺予防のための対策を進めます。

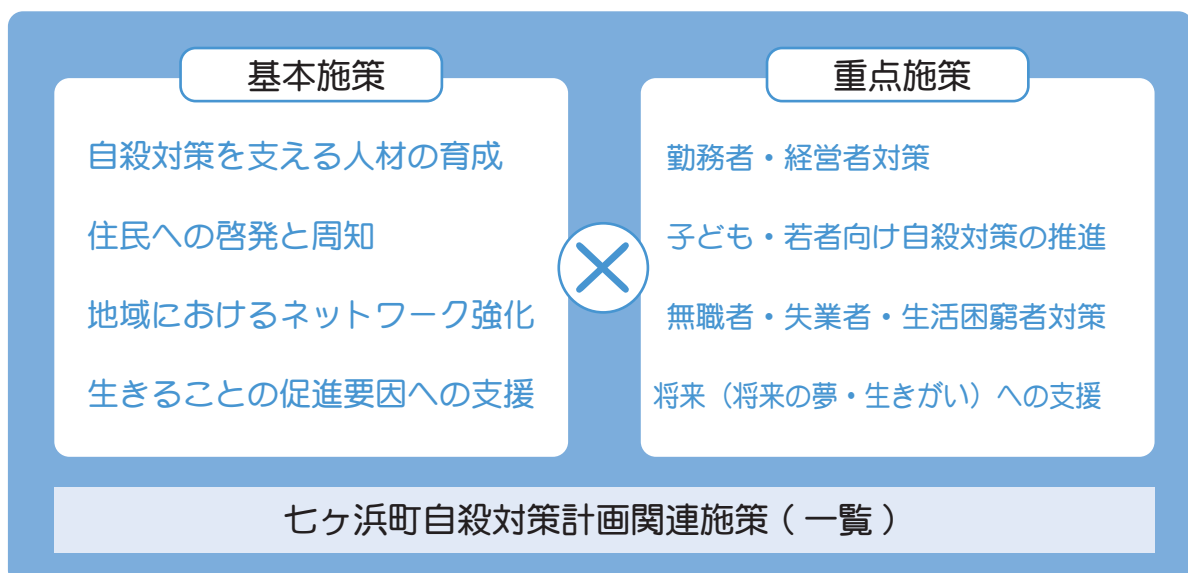
2. 施策体系

本町の自殺対策は、大きく2つの施策で構成されています。

国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、すべての市町村が共通して取り組むべきとされている「基本施策」と、七ヶ浜町の自殺の実態を踏まえてまとめた「重点施策」です。

「基本施策」は、「住民への啓発と周知」や「地域におけるネットワークの強化」など、地域で自殺対策を推進する上で、欠かすことのできない基盤的な取り組みです。

一方、「重点施策」は、本町における自殺のハイリスク層である勤務者・経営者、自殺のリスク要因となっている子ども・若者、さらに無職者・失業者・生活困窮者向けの対策、及び「未来（将来の夢・生きがい）への支援」に焦点を絞った取り組みです。それぞれの対象に関わる様々な施策を結集させることで、一体的かつ包括的な施策となっています。



3. 基本施策

基本施策とは、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基盤的な取り組み、すなわち「地域におけるネットワークの強化」、「自殺対策を支える人材の育成」、「住民への啓発と周知」、「生きることの促進要因への支援」の4つです。

これらの施策を強力に、かつ連動させて総合的に推進することで、本町における自殺対策の基盤を強化します。

基本 施策

住民への啓発と周知

1 町民が自殺対策について理解を深められるよう、9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間、町内各イベント時には広報媒体や町内各施設と連携し、地域全体に向けた問題の啓発や相談先情報の周知を図っていきます。

また、町民一人ひとりが、心の健康づくりについて理解し、自身のこころの不調や悩みを抱えた方のSOSサインに気づき、適切に対処できるよう、正しい知識や情報の普及に努めます。

さらに、ホームページを活用したストレス診断アプリを提供し、利用者自らがストレス状況の確認と危険性の早期発見ができるよう支援を行います。

基本 施策

生きることの促進要因への支援

2 自殺に追い込まれる危険性が高まるのは、「生きることの促進要因」よりも、「生きることの阻害要因」が上回った時です。自殺リスクを低下させるため「生きることの阻害要因」を減らすための取り組みのみならず、「生きることの促進要因」を増やすための取り組みを併せて行います。

